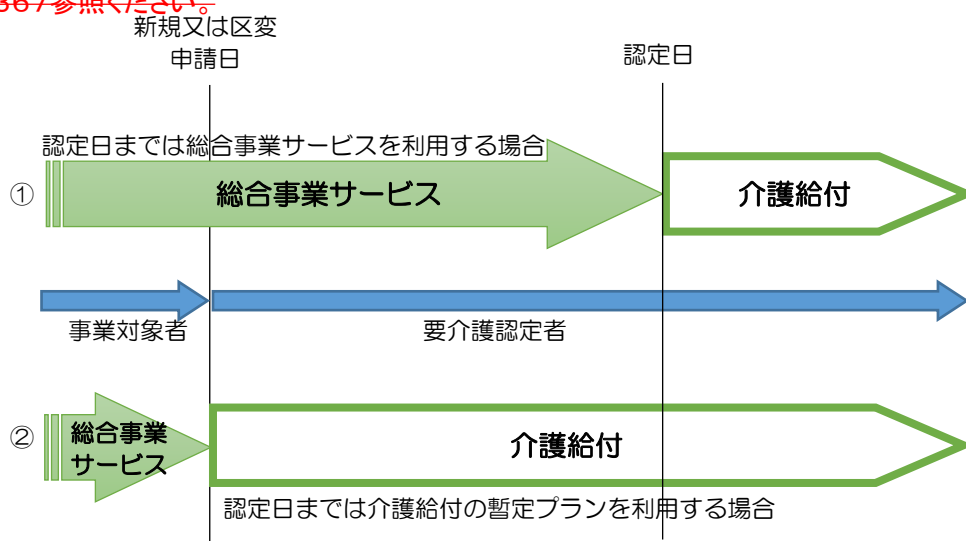


【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A 平成27年3月23日版】

部門	ご質問	回答
1 総合	事例、プラン、利用状況踏まえ、詳細な説明をしてもらえるのか？	個別ケースについては、各地域包括支援センターと相談し進めていただきたい。
2 総合	基本チェックリスト25項目実施後、事業対象者になった場合に保険者へ提出する書類は何か？ また、追加項目はいつの時点で実施したらよいのか？	保険者への提出書類は、基本チェックリスト(原本)と、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の2点です。 追加項目については、基本チェックリスト25項目で事業対象者該当となった時点で行っていただき、現行通りの業務の流れの中でケアプランと一緒に担当の地域包括支援センターへ提出してください。
3 総合	介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について、給付によるサービス利用から事業によるサービス利用に切り替わる際など移行の度に届出が必要か？	①要支援認定者→事業対象者⇒必要(事業対象者としての保険証を即時交付) ②事業対象者→要支援認定者 ⇒不要(要支援認定者としての保険証を認定後に郵送) ③要支援認定者→要支援認定者(更新申請の場合) ⇒不要(要支援認定者としての保険証を認定後に郵送) なお、介護予防支援事業所名(地域包括支援センター名)又は受託する居宅介護支援事業所を変更する場合や、介護給付からの移行については、従来どおり届出を行ってください。
4 総合	現行相当訪問介護・現行相当通所介護について、日数、回数などの制限はあるのか？	①現行相当訪問介護サービスについては、現行の予防訪問介護に準じています。 週1回程度 ⇒ 1,168単位 週2回程度 ⇒ 2,335単位 週2回を超える ⇒ 3,704単位(要支援2の場合のみ) ②現行相当通所介護サービスについては、現行の予防通所介護に準じて、要支援1相当と要支援2相当で設定しています。 週1回程度(要支援1相当) ⇒ 1,647単位 週2回程度(要支援2相当) ⇒ 3,377単位 ③事業対象者の場合については、要支援1相当に準じた設定を考えていますが、地域生活応援会議で具体的には検討していきたいと考えています。

部門	ご質問	回答
5	<p>質問削除→平成28年11月21日版で訂正しました。</p> <p>事業対象者が予防給付サービス利用を希望したため要介護(要支援)認定等申請を行い、その結果、要介護が出た場合に、給付費の利用はどのようなか？</p> <p>また、要介護(要支援)認定の結果、非該当になった場合は如何か？</p>	<p>回答削除→平成28年11月21日版で訂正しました。</p> <p>原則としては、認定結果が判明してからの利用が適切であると考えられますが</p> <p>①認定日まで総合事業サービスとして利用する場合</p> <p>②認定日まで介護給付の暫定プランで利用する場合のいずれかになります。</p> <p>また、②の場合で、非該当になった場合は自費のサービス利用と考えられます。</p> <p>※平成26年10月11日 全校介護保険担当課長会議資料の新しい総合事業についてP367参照ください。</p>  <p>新規又は区変 申請日</p> <p>認定日</p> <p>認定日までは総合事業サービスを利用する場合</p> <p>① 総合事業サービス → 介護給付</p> <p>事業対象者 → 要介護認定者</p> <p>② 総合事業サービス → 介護給付</p> <p>認定日までは介護給付の暫定プランを利用する場合</p>
6	<p>通所C</p> <p>平成27年4月時点で開業していないと、参加資格はありませんか？</p>	<p>検討し、平成27年4月1日の告示にお示します。</p>
7	<p>通所C</p> <p>通所型サービスC「らしいいき教室」について介護給付・予防給付事業と一体的にサービス提供を行うことになるのですか？</p>	<p>一体的に提供、別々での提供それぞれの場合が考えられます。それぞれのサービス提供の趣旨を理解された上でサービス提供に努められたい。</p>
8	<p>通所C</p> <p>通所型サービスC「らしいいき教室」について通所介護の利用定員に含まれるのか？</p>	<p>一体的にサービスを提供した場合、含まれると考えます。通所介護と「らしいいき教室」を別々の場所で提供した場合は、利用定員に含まれないと考えます。</p> <p>※介護保険最新情報Vol.396平成26年10月1日「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて47頁問8を参照ください。</p>

	部門	ご質問	回答
9	通所C	通所型サービスC「くらしいきいき教室」についてサービス提供時間の基準はありますか？	基準について、サービス提供時間についても提案の中に含めることを検討し、平成27年4月1日の告示にお示します。
10	通所C	通所型サービスC「くらしいきいき教室」のリハビリテーション専門職として看護師は対象とならないのですか？	検討し、平成27年4月1日の告示にお示します。
11	通所C	通所型サービスC「くらしいきいき教室」の公募要件に通所リハビリテーションは入らないのか？	検討し、平成27年4月1日の告示にお示します。
12	通所B	通所型サービスB「健康・ケア教室」について給付事業と一体的にサービス提供を行うことは可能ですか？	「健康・ケア教室」は地域密着型施設などの地域交流スペースなどを想定しており、給付事業と一体的にサービス提供を行うことは想定していません。また、通所型サービスBは利用対象者として、一般高齢者も想定しており、給付事業と一体的に一般高齢者がサービス提供を受けるのは適切でないと考えます。
13	通所B	通所型サービスB「健康・ケア教室」について通所介護の利用定員に含まれるのか？	給付事業と一体的にサービス提供を行うことは想定していないため、含まれないと考えます。 ※介護保険最新情報Vol.396平成26年10月1日「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A16頁問7参照ください。
14	通所B	通所型サービスB「健康・ケア教室」についてサービス提供時間の基準はありますか？	基準として、週に1回、1時間以上と想定しています。
15	通所B	通所型サービスB「健康・ケア教室」の利用者負担の実費とはどのような費用を想定していますか？	茶菓子代、材料費などを想定しています。
16	通所B	通所型サービスB「健康・ケア教室」の利用人数は、利用登録者か延べ利用人数のことを示すのか？	延べ人数です。 桑名花子さんが月に4回利用した場合、4人と数えます。
17	通所B	通所型サービスB「健康・ケア教室」の公募方法は？	近日中に「健康・ケア教室」事業の事業所登録についてのお知らせをメールもしくは郵送いたします。

	部門	ご質問	回答
18	特別給付	通院乗降を利用していた要介護認定者が、更新の結果要支援と認定されたため、認定有効期間開始日に区分変更申請を行った場合、 ①通院乗降を暫定プランで利用するパターンと、②特別給付(要支援で3か月)を利用するパターンと2つの選択肢があると思われるが如何か。 利用の優先順位と、要介護(要支援)認定の結果非該当になった場合は如何か。	区分変更申請をされるのであれば、基本的には①と考えられます。 非該当になった場合は自費のサービス利用と考えられます。
19	特別給付	特別給付サービスの通院乗降を利用することができる事業所はどのように確認したらよいか。	事業開始の平成27年7月までに、指定訪問介護事業所に対し、特別給付事業の実施意向を確認した上で公表いたします。
20	特別給付	特別給付サービスの通院乗降にかかる利用者負担は、1,010円の3割に加えてガソリン代の実費が必要ということによいか。	お見込みのとおり。